

12月7日(月)～13日(日)は市男女共同参画週間

今日から始めよう! みんなが活躍できる社会へ

男女共同参画って難しそう、自分には関係ないなど思っていますか。実は、皆さんにとって身近なものです。

例えば、男性は家族を養う責任がある、女性はきめ細かな配慮ができて当然などは、「男だから」「女だから」といった性別によるイメージや考え方です。

男女共同参画とは、このように性別を理由として生き方を制限されることなく、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を分かちあうことです。

誰もが活躍できる社会をつくるため、この機会にできることから始めてみましょう。

☎男女共同参画課 ☎245-5060 FAX245-5539

今日からできること

家庭の仕事は分かち合おう

家事や育児、介護などは男女ともに担う仕事です。それぞれの家庭にあった分担の割合について、ぜひ家族で話し合ってみましょう。



働きやすい職場づくりをしよう



保育士は女性という考えで職業の選択を狭められる、管理職が男性ばかりで女性の意見が反映されないなど、職場でも男女共同参画の課題はたくさんあります。

さまざまな価値観を認め合い、誰もが生き生きと働けるような職場を目指しましょう。

地域活動は男女ともに参画しよう

職場や家庭以外に活動の場を広げることは、地域とのつながりを得る良い機会になります。自治会長は男性、PTA活動は女性などと性別にとらわれることなく、地域活動に参画しましょう。



市男女共同参画センター

男女共同参画への理解を深めるための講座や書籍の貸し出し、専門相談員による相談などを行っています。ぜひ、ご利用ください。詳しくは、[千葉市男女共同参画センター](#)

開館時間 9:00～21:00 (日曜日は17:15まで。月曜日・祝日・年末年始休館)

相談したいときは

- ハーモニー相談 (女性のための相談)
火～日曜日10:00～20:00 (土・日曜日は16:00まで。祝日・年末年始を除く)
予約制 (☎209-8771)。初回は電話相談のみ。
- 男性電話相談 ☎209-8773
金曜日18:30～20:30 (祝日・年末年始を除く)

☎市男女共同参画センター ☎209-8771 FAX209-8776

催しなど

- ①市男女共同参画週間特集展示～ステイホームで考えよう、家族の家事分担～
☎12月3日(木)～26日(土)
 - ②講演会「災害から命を守る! 家族を守る! ～私たちの行動力～」
☎12月12日(土)14:00～15:30
☎蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館
☎先着50人
 - ③LGBTをもっと知る講座
☎12月13日(日)14:00～15:30
☎高洲コミュニティセンター ☎先着15人
- ☎②③Eメールで必要事項を明記して、市男女共同参画センター ☎sankaku@f-cp.jpへ。電話も可。
*②託児あり (☎1歳6カ月以上の就学前児)、☎12月5日(土)まで

LGBTを知っていますか?

LGBTとは、レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (性同一性障害などで、心と身体の性が一致しない方など)の頭文字をとった、性的少数者の総称の一つです。LGBTを理解することは、誰にとっても暮らしやすい社会を作るための第1歩になります。

LGBT電話相談

日常生活でLGBT当事者やその周囲の方が抱える性自認や性的指向が関係する悩みを相談できます。一人で悩まず、ご相談ください。

相談時間 毎月第3日曜日14:00～18:00
(相談日ごとに1人1回30分まで)

相談専用番号 245-5440

*匿名・通称での相談可

男らしさ、女らしさより自分らしさが社会を変える～LGBT・男性・女性とは～

男性、女性だけでなく、多様な性のとらえ方があることを知ることで、LGBTを理解するきっかけにしてみませんか。

日時 1月31日(日)14:00～15:30

会場 生涯学習センター

内容 講師=ブルボンヌさん (女装パフォーマー・ライター)。手話通訳付き。講演会の録画配信 (希望者限定で公開) もあり。

定員 先着100人 (講演会)

申込方法 1月22日(金)までに、Eメールで必要事項のほか、参加者全員の氏名・ふりがな、講演会参加または配信視聴の希望、託児 (☎1歳6カ月以上の就学前児) 希望の方は子どもの氏名・ふりがな・年齢、要約筆記希望の方はその旨を明記して、(株)萌翔社 ☎oubo@hoshosha.comへ。託児、要約筆記を希望する方は、12月23日(木)までに申し込み。電話、FAXも可。

☎(株)萌翔社 ☎254-8611 FAX285-1470



ブルボンヌさん

パートナーシップの宣誓を証明する制度があります

千葉市パートナーシップ宣誓制度は、LGBTや事実婚の方など、同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとする2人が宣誓を行い、市がその宣誓を証明する制度です。

市民の皆さんがこの制度の趣旨を尊重し、多様なパートナーシップ、家族のあり方に対する社会的な理解が広がることは、誰もが自分らしく生きることができるとつながります。

制度の内容など詳しくは、

[千葉市 パートナーシップ](#)



さまざまな個性が響きあい、
認めあいながら形づくる社会へ…

